

建築協定・(都市)景観協定地区早調べ表

令和6年4月15日現在

区	町名フリガナ	町名	丁目	協定地区名	
千種	イ	イフボト	1	見附第一町内	
	カ	カハシ		香流橋一丁目地域	
	キ	キハヤチヨウ	桐林町	1	桐林地区
				2	
	サ	サカガヒ	桜が丘		桜が丘東住宅地区
	タ	タノホド	田代本通	2	山添町地区
				3	
	ト	トガワマチヨウ	徳川山町	2	徳川山町地区
				3	
	ナ	ナカミチヨウ	南明町	3*	南明町3丁目
	ニ	ニツツト	日進通	6	山添町地区
	ホ	ホミチヨウ	穂波町	1	穂波町
				2	
3					
マ	マルマチヨウ	丸山町一丁目		桐林地区	
ミ	ミツチヨウ	見附町	1*	見附第一町内	
ヤ	ヤマノエチヨウ	山添町	1	山添町地区	
			2		
東	ト	トガリ	徳川一丁目	徳川一丁目前ノ町地区	
	ヤ	ヤマノチヨウ	山口町		
北	オ	オガネ	大曾根二丁目	大曾根街づくり	
	ヒ	ヒガシツマ	東味鏡二丁目	味鏡東地区	
西	ナ	ナノ	◎那古野一丁目	那古野一丁目地区	
中村	メ	メイト	◎名駅三丁目	名駅三丁目地区	
			名駅四丁目	愛知県産業労働センター・名古屋知立トウキョウ地区	
中	チ	チダ	千代田五丁目	アーバニア千代田	
	サ	サカ	◎栄二丁目	白川通地区	
			◎栄三丁目	白川通地区・住吉通	
	ニ	ニシ	◎錦三丁目	錦三丁目地区	
昭和	コ	コト	御器所三丁目	御器所三丁目天池・御所・洲原3番地区	
	タ	タミチヨウ	高峯町	高峯町住宅地区	
			滝子町	滝子町	
	マ	マルマチヨウ	丸屋町	4*	丸屋町4丁目
				5	丸屋町5丁目(北地区) 丸屋町5丁目(南地区)
				6	丸屋町6丁目5組
瑞穂	イ	イノチヨウ	2	洲山町3丁目町内会地区	
			井の元町	東井の元町	
	ス	スミチヨウ	洲山町	1 3	洲山町3丁目町内会地区

区	町名フリガナ	町名	丁目	協定地区名	
南	ト	トノチヨウ	2	戸部町南部地域	
			3		
			4		
	マ	マルマチヨウ	松池町	2	
ヨ	ヨシヅメ	呼続元町27番		ウエルデアード 桜本町	
中川	ス	スミ	助光二丁目	なかのゆかり	
守山	オ	オヤヅ	大屋敷	大屋敷地区	
			小幡中二丁目	小幡稲荷前団地	
	サ	サカガヒ	桜坂	1	シバヤ志段味まちづくり
	ニ	ニシ	西城一丁目		大屋敷地区
	ア	アノ	相川三丁目		萩ヶ丘西地区
緑	ナ	ナルミチヨウ	鳴子町	4 5	なるこ東地区
			鳴海町字石畑		鳴海町南荘
	鳴海町字片坂				
	鳴海町字宿地		グループガーデン野並南		
	鳴海町字伝治山				
	鳴海町字峯		鳴海町南荘		
	ホ	ホカ	イ	ほら貝一丁目	萩ヶ丘西地区
					萩ヶ丘東地区
					みどりヶ丘南地域
				ほら貝二丁目	みどりヶ丘西地域
みどりヶ丘北地域					
みどりヶ丘東地域					
ほら貝三丁目	みどりヶ丘南地域				
名東	ウ	ウメサカ	梅森坂一丁目	梅森坂第一地区 梅森坂第二地区	
			梅森坂二丁目*	梅森坂第一地区	
			梅森坂三丁目	梅森坂第一地区 梅森坂第二地区	
			梅森坂西一丁目 梅森坂西二丁目*	梅森坂西地区	
	コ	コト	コト	小井堀町	小井堀町地域
				極楽三丁目	極楽三丁目地区
				高社一丁目	高社一丁目北地区

- ◆ 町名欄に「◎印」があるものは(都市)景観協定地区内である可能性があることを表します。(◎印のないものは建築協定地区内です)
- ◇ 町名/丁目の欄で「*印」があるものは、全域が建築協定地区内であることを表します。
- ◇ 上記の協定地区に近接する場所での建築の際に、事前協議のご協力をお願いする場合があります。
- ◇ 載っている町名すべてが協定区域であるというわけではありません。

【区域等に関する詳細な問い合わせ先】

- ・ 建築協定区域……建築指導課(電話 052-972-2918)
- ・ (都市)景観協定区域(◎印あり)
…ウォーカーブル・景観推進課(電話 052-972-2732)

◆◆ 名古屋市ホームページ ◆◆



建築協定地区(都市)景観協定地区も載っています
<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/category/39-6-3-5-3-2-0-0-0-0.html>

建築協定・(都市)景観協定をご確認ください

名古屋市内では、建築基準法に基づく「建築協定」、景観法に基づく「景観協定」、そして都市景観条例に基づく「都市景観協定」があります。これらの協定は、地域の皆さんが話し合っまちづくりのルールを定め、運営しているものですが、良好な住環境または商店街の利便性等を維持増進するためには、計画の早い段階から地元の運営委員会と相談していただくことが必要です。建築工事等を計画する際には以下の手順で各種協定の有無を確認し、協定地区とそれに近接する地域*に該当する場合には、確認申請を提出する前に、運営委員会までご連絡していただきますようお願いいたします。

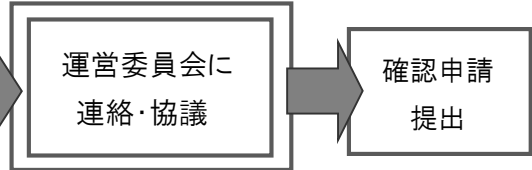
*「近接する地域」とは、各種協定地区に接する敷地を指します。

● 建築協定・(都市)景観協定の有無の確認方法と手続きについて

1 裏面の「建築協定・(都市)景観協定地区早調べ表」で、町名をもとに、大まかに協定の範囲内かどうかお調べください。

2 協定がある場合、名古屋市のホームページをご覧くださいか下記お問い合わせ先に電話をして、協定地区またはそれに近接する地域であるかどうか確認します。(※協定によって確認先が異なります)

3 協定地区またはそれに近接する地域であれば、お問い合わせ先に連絡し、運営委員会の連絡先をおたずねください。



建築協定・景観協定をホームページで確認



ホームページアドレス及びデザインは予告なく変更される場合があります。

名古屋市のトップページアドレス
<https://www.city.nagoya.jp/>

「建築協定」「景観協定」「都市景観協定」と入力し検索をクリック

「建築協定地区(事業向け情報)」もしくは「景観協定」「都市景観協定」をクリック

地図を見たい協定地区名をクリック

協定の概要や地図等が表示されます。

【お問い合わせ先】

・「建築協定」に関すること

…名古屋市住宅都市局建築指導部 **建築指導課** 市街地建築担当(名古屋市建築協定連絡協議会事務局)
電話 052-972-2918 / FAX 052-972-4159

・「景観協定」「都市景観協定」に関すること

…名古屋市住宅都市局都市計画部 **ウォークブル・景観推進課** 都市景観担当
電話 052-972-2732 / FAX 052-972-4485